

表 1 要緊急安全確認大規模建築物の規模要件

用途	義務付け対象となる規模 ※階数は地階を含む
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ床面積の合計 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ床面積の合計 5,000 m ² 以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ床面積の合計 5,000 m ² 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ床面積の合計 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ床面積の合計 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ床面積の合計 5,000 m ² 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるもの）	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数 1 以上かつ床面積の合計 5,000 m ² 以上 ※規制対象となる危険物の量及び敷地境界線からの距離が表 2 に該当するものに限る

表2 規制対象となる危険物の数量及び敷地境界線からの距離

危険物の種類	危険物の数量	敷地境界線からの距離
1. 火薬類 イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他の火薬、爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50 万個 500 万個 5 万個 500 k m 2 t 火薬 10 t 爆薬 5 t	火薬類取締法施行規則で規定する第1種保安物件に対する保安距離（火薬類の種類及び数量により異なる）
2. 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	50m
3. 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30 t	50m
4. 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20 m ³	50m
5. マッチ	300 マッチ	50m
6. 可燃性のガス（7及び8を除く）	2 万m ³	13（1/3）m ≒13.33m
7. 圧縮ガス	20 万m ³	施設の内容により異なる
8. 液化ガス	2,000 t	施設の内容により異なる
9. 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20 t	
10. 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200 t	

※表中の数量以上かつ、距離以内のものが対象